

健発 0330 第7号
平成28年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」の
一部改正について

「がん対策推進基本計画」（平成24年6月閣議決定）において、緩和ケアについては、「がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを受け、こうした苦痛が緩和されること」、また、緩和ケア研修については、「拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了すること」が目標として掲げられています。

緩和ケア研修会については、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成20年4月1日付け健発第0401016号当職通知）の別添「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（以下「指針」という。）に基づき実施しているところですが、別添新旧対照表のとおり、指針の一部を改正し、平成28年4月1日から適用することとしました。

貴職におかれましては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段の御配慮をお願いいたします。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針

健発第 0401016 号

平成 20 年 4 月 1 日

最終改正

〔 健発 0330 第 7 号 〕

〔 平成 28 年 3 月 30 日 〕

1 趣旨

本指針は、がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。

3 実施主体

（1）定期的開催を行う実施主体

- ①がん診療連携拠点病院
- ②特定領域がん診療連携拠点病院

（2）定期的開催が望ましい実施主体

- ①都道府県
- ②地域がん診療病院
- ③民間団体

4 研修対象者

がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。特に 3 の（1）の①及び②に該当する施設においては自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講すること。また、当該施設の病院長等の幹部も緩和ケア研修会を受講等すること。

5 緩和ケア研修会の開催指針

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について

次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。

① 研修会主催責任者

研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。

② 研修会企画責任者

研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。

研修会企画責任者は、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会を修了した者（以下「緩和ケア指導者研修会修了者」という。）であること。

研修会企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映するため、合同検討会議等を開催し、患者の声を積極的に取り入れ、地域のニーズを研修会の運用に役立てること。ただし、規定するプログラムの変更は行わないこと。

③ 研修会協力者

研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2) の②のウの1グループ当たり1名程度以上であること。

なお、研修会協力者が(2) の③のエ及びオに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会を修了した者であることが望ましい。また、(2) の③のオに関する講義を行う場合には、がん告知の経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共にを行うことが望ましい。

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて

緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添1）に準拠したものであること。

① 緩和ケア研修会の開催期間

原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は12時間以上であること。

② 緩和ケア研修会の形式

緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。また、プレ・ポストテスト等参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にすること。

- ア 講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論（以下「グループ演習」という。）を含むワークショップを行うこと。
- イ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。
- ウ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること

- ア 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について
- イ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）
- ウ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア
- エ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア
- オ がん緩和ケアにおけるコミュニケーション
- カ がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について
- キ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて
- ク がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について

6 緩和ケア研修会の修了証書

（1）修了証書の交付について

緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書及び修了者バッジを交付すること。

（2）修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

- ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
- イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん・疾病対策課（以下「がん・疾病対策課」という。）まで提出すること。
- ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん・疾病対策課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡すること。
- エ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げ

る項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成するとともに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課を通じて、がん・疾病対策課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。

- (ア) 一般型緩和ケア研修会の名称
- (イ) 主催者、共催者、後援者等の名称
- (ウ) 開催日及び開催地
- (エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- (オ) 修了者の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。）
- (カ) 一般型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容

② 単位型研修会を実施する場合

ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん・疾病対策課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。

イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。

ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。

エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位を修了したと認めた医師については、様式4に準拠した修了報告書に関係書類を添えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん・疾病対策課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。

オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん・疾病対策課まで報告すること。

- (ア) 単位型緩和ケア研修会の名称
- (イ) 主催者、共催者、後援者等の名称
- (ウ) 開催日及び開催地
- (エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- (オ) 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属

- (カ) 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。）
(キ) 単位型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容

7 その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、厚生労働省が別途定める都道府県健康対策推進事業実施要綱に基づくがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。
- ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、がん・疾病対策課の求めに応じて、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん・疾病対策課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(緩和ケア研修会の名称) を修了したことを証します

平成 年 月 日

(主催者名) 印

(緩和ケア研修会の名称) 主催者殿

本研修会は「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」

(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)

にのつとったものであると認めます

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印

様式 2

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、一般型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

1 緩和ケア研修会の名称 :

2 主催者等

(1) 主催者 :

(2) 共催者、後援者等 :

3 開催日及び開催地

(1) 開催日 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(実質的な研修時間 : 時間)

(2) 開催地 : 都道府県 市

4 緩和ケア研修会の実施担当者

(1) 研修会主催責任者数 : 名

(2) 研修会企画責任者数 : 名

(3) 研修会協力者数 : 名

(4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴 : 別添1のとおり

5 参加者

(1) 予定参加者数 : 名

(2) 参加者の要件 :

(3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数 : 名程度

から 名程度まで

6 緩和ケア研修会進行表 : 別添2のとおり

様式 3

平成 年 月 日

(都道府県知事) 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、単位型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称 :
- 2 緩和ケア研修会の内容 :
- 3 主催者等
 - (1) 主催者 :
 - (2) 共催者、後援者等 :
- 4 開催日及び開催地
 - (1) 開催日 : 平成 年 月 日
(実質的な研修時間 : 時間)
 - (2) 開催地 : 都道府県 市
- 5 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数 : 名
 - (2) 研修会企画責任者数 : 名
 - (3) 研修会協力者数 : 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴 : 別添1のとおり
- 6 参加者
 - (1) 予定参加者数 : 名
 - (2) 参加者の要件 :
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数 : 名程度
から 名程度まで
- 7 緩和ケア研修会進行表 : 別添2のとおり

様式 4

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(都道府県知事) 印

修了報告書

下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会（単位型研修会）を修了したことを報告します。

記

緩和ケア研修会修了者について

- (1) 修了者数： 名
- (2) 修了者の所属・所属科及び氏名：別添1のとおり
- (3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり
- (4) 修了者の所属・所属科及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：
別添3のとおり

緩和ケア研修会標準プログラム

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。なお、一般型研修会及び単位型研修会の選択については、それぞれの利点があることから、都道府県と協議し、開催方法を選択すること。

(1) 一般型研修会を実施する場合について

緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるよう配慮すること。

- ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について
- ②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について：90分以上
(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮したこと)
- ③がん疼痛についてのワークショップ：180分以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。
 - ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方
 - イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）
- ④呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと）
- ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケアについて
- ⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）
- ⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）
- ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ（ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習）（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：90分以上
- ⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について
- ⑩その他

研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつ

つ学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。

- ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）
- イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）
- ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）
- エ 家族のケア
- オ がん体験者やケア提供者等からの講演

（2）単位型研修会を実施する場合について

単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。研修が効果的に行われるよう配慮した上で、各単位の内容を定めること。

- ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について：0.5単位以上
- ②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）：1単位以上
- ③がん疼痛についてのワークショップ：2単位以上

ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。
ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方
イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）
- ④呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと）：0.5単位以上
- ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケアについて：0.5単位以上
- ⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：0.5単位以上
- ⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：0.5単位以上
- ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ（ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習）（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：1単位以上
- ⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について：0.5単位以上
- ⑩その他

都道府県は、次に掲げる項目から地域の状況を踏まえつつ、学習項目を選択し、研

修内容に取り入れること。

- ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）
- イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）
- ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）
- エ 家族のケア
- オ がん体験者やケア提供者等からの講演